

令和2年度保育従事者等実態調査業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、令和2年度保育従事者等実態調査業務を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

令和2年度保育従事者等実態調査業務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 委託金額

上限額 2,475,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 委託業務の内容

- (1) 調査項目の検討、調査票の作成
- (2) 調査票の集計
- (3) 調査結果の管理・分析
- (4) 調査結果の電子データ提供
- (5) 調査結果公表資料の作成

【スケジュール（案）】

- | | |
|-----|--------------------|
| 4月 | 調査票作成・配布 |
| 5月 | 調査票回収・内容確認・集計 |
| 6月～ | 調査結果分析・活用 |
| 9月 | 「見える化」・イメージアップ資料作成 |

- (6) 保育従事者の実態の「見える化」・保育業界のイメージアップ資料作成(イメージアップリーフレット、ホームページ及びいばキラTVとタイアップした映像資料の作成を含む)
- (7) いばらき保育人材バンク受託業者との連携
- (8) その他各号の実施に必要な作業（保育施設への調査票の配布・回収は県が行う）

6 調査項目等

項目	対象施設	調査対象期間
職員数(常勤・非常勤の別, 常勤換算数), 年齢, 勤続年数, 経験年数, 年間給与支給額, 初任給, 採用者(養成施設・試験合格の別, 県内外の別), 退職者(他業種への転職・無職・他施設への就職の別)等	県内の保育施設 約 750 施設	H28～R2 各 4.1 時点 5 年分

7 事業実績報告の提出

受託者は、業務完了後、実施状況等について実績報告書を作成し、事業収支計算書及びその他事業実績報告に係る資料等と併せ、令和3年3月31日までに委託者へ提出すること。ただし、下記成果品については調査完了後速やかに委託者へ提出すること。

- ・各種調査結果資料一式（エクセル形式電子データ含む）
- ・実施内容や実績写真等を県ホームページに公開できる形式に変換した電子媒体

8 個人情報取扱

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

9 再委託の制限

受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

10 著作権等の取扱

ア 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、すべて委託者に帰属するものとする。

イ 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

ウ 委託者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては委託者が提供する。

エ 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11 業務遂行上の注意事項

ア 事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。

また、委託者は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。

イ 契約締結日から保育従事者等実態調査の運営及び各種のスケジュールについて委託者と調整のうえ、当該スケジュールにより業務を行うこと。

ウ 業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。

エ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。

なお、契約終了後もまた同様とすること。

オ 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

12 その他

ア 受託者は、企画・運営の詳細については、委託者と十分協議のうえ、決定すること。

イ 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議してこれを定めるものとする。

ウ 本仕様書に基づき生じた権利義務は、令和 2 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。